

憲法9条の2を創設して自衛隊を明記する今般の憲法改正案に反対する会長声明

1 自衛隊を憲法に明記する憲法9条改正の動き

2018年3月、政権与党・自由民主党改憲推進本部と同党大会において、憲法9条改正の条文イメージ（たたき台素案）が示された。その内容は、憲法9条1項及び2項を維持しながら「9条の2」を創設し、憲法9条の規定は「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。」「自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」との条文を加えて自衛隊を日本国憲法に明記するというものである（以下「自衛隊明記案」という。）。

そして同年10月2日組閣後の安倍首相の記者会見においては、「国会の第一党である自由民主党がリーダーシップをとって、次の国会での改正案提出を目指していくべき」との憲法改正への強い意欲を改めて示された。

しかしながら、自衛隊明記案には、日本国憲法の恒久平和主義や基本的人権の保障、立憲主義の観点から、重大な問題がある。

2 自衛隊明記案の重大な問題点

(1) 憲法9条2項の空文化

1954年に創設された自衛隊は、憲法9条2項の「戦力」にあたらぬ自衛のための必要最小限度にとどまる存在か、専守防衛を超える状態とならないかといった形で、憲法9条2項との整合性を常に問われ続けてきた。憲法9条2項は、このように自衛隊の組織・装備・活動等に対して歯止めをかける憲法規範として、一定程度、有効に機能してきたといえる。

ところが、自衛隊明記案は、憲法9条2項を維持しつつ、9条の2において実力組織としての自衛隊を明記した上で、「必要な自衛の措置」をとることを「妨げず」と規定する。「必要な自衛の措置」の範囲は一義的に明らかでなく、政府がとろうとする措置がひとたび「必要な自衛の措置」と判断されれば、憲法9条2項に抵触するか否かにかかわらず憲法上許容されることになりかねない。そうすると憲法9条2項は、形式的に維持されたとしても、自衛隊の組織・装備・活動等に対する限界を画する機能が失われ空文化し、立憲主義の観点から極めて問題が大きい。

(2) 「必要な自衛の措置」の拡大解釈のおそれ

自衛隊明記案は、「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な

自衛の措置」をとることができる」と規定する。この文言は、「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置」（1972年政府見解）とほぼ同じ表現であるが、1972年政府見解が、日本に対する急迫不正の侵害（日本に対する武力攻撃）がありそれを排除するために必要最小限度の範囲に限定して自衛のための措置が認められるものと説明されてきたのに対し、そうした限定は一切付されていない。

2014年7月1日の閣議決定は、これまで憲法上許されないと説明されてきた集団的自衛権の行使を解釈によって一部容認したものと、当会は違憲性を指摘する抗議の声明を発表してきたが、この閣議決定ですら、我が国に対する武力攻撃が発生した場合及び存立危機事態において他に適当な手段がないときに必要最小限度の実力を行使することは自衛の措置として許容されると説明され、決して「必要な自衛の措置」一般を容認したものでなかった。

しかるに、自衛隊明記案においては、「必要最小限度」の文言をはじめこうした要件は何ら付されておらず、日本に対する直接の武力攻撃を排除するための必要最小限度の実力行使を超える武力行使や、「存立危機事態における自衛の措置」としての集団的自衛権の行使を超える場面での集団的自衛権の行使を容認するとの解釈をなし崩し的に導くことになりかねない。米国との軍事的一体化とともに米国からの大量の武器購入、防衛装備内容の変質、防衛費の増大が進む現状などに鑑みれば、拡大解釈のおそれはいよいよ現実的なものと言わなければならない。

（3）基本的人権・国民生活への影響

日本国憲法は、すべての個人が「個人として尊重される」（第13条前段）ことを核心原理（個人の尊厳）とし、そのために基本的人権を侵すことのできない永久の権利として（11条、97条）豊かな人権規定を定め、その上で人権保障の限界を「公共の福祉」条項により規定する（12条、13条、22条、29条）。

日本国憲法に明記されている国家機関は、国会（41条）、衆議院及び参議院（42条）、内閣（66条）、最高裁判所（76条1項）、会計検査院（90条）のみであり、それ以外の国家機関については、憲法により授権された下位規範である法律により規定されているところ、自衛隊を憲法に明記するということは、現実の実力組織である自衛隊を国会などと同様に憲法上の機関に位置づけることを意味する。

そうすると、その任務や活動が、憲法に根拠を持つ国家機関の行為として「公共の福祉」に適うものとされ、今以上に国民の基本的人権の制限を強化することを正当化する根拠として扱われる懸念がある。

例えば自衛隊に関する情報が今以上に国民に秘匿され、批判的言論が抑制されるおそれや、防衛予算にいつそう歯止めがなくなり、そのための増税や生存権を担保するための社

会福祉政策予算の削減がさらに正当化され、国民の基本的な人権保障や生活にますます大きな影響が及ぶことが懸念される。

3 日本国憲法の恒久平和主義

日本国憲法は、アジア・太平洋戦争の惨禍、広島・長崎の原爆投下による惨禍を経て得た「戦争は最大の人権侵害である」との反省に基づき、全世界の国民が平和的生存権を有することを確認し（前文）、武力による威嚇又は武力の行使を禁じ（9条1項）、戦力不保持と交戦権否認（9条2項）という世界に類を見ない徹底した恒久平和主義を採用した。

中でも9条2項の戦力不保持規定は、国際紛争解決のために戦争に訴えることを禁止した1928年の不戦条約や、国際紛争解決のための武力行使・武力による威嚇を禁止した国連憲章をさらに推し進めた規範であり、人類滅亡に直結する核兵器の出現を受けた現代における国際紛争解決の指針として極めて先駆的であり、普遍的意義を有するものである。

今般目指されている自衛隊明記案による憲法改正は、そうした憲法9条に支えられた戦後日本の平和国家としての有り様を大きく変容させ、国民の人権保障を大きく後退させるおそれのあるものである。

4 結論

以上のとおり、今般憲法改正に向けて国会提出が目指されている自衛隊明記案は、日本国憲法の恒久平和主義の内実に実質的な変容をもたらしかねず、基本的な人権の保障や立憲主義の観点からも問題が大きく、当会は、こうした憲法改正案に反対する。

2018年（平成30年）12月19日

宮崎県弁護士会

会長 山崎真一

